

日行連発第 1322 号
平成 26 年 2 月 10 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第二業務部
部長 大橋 一成

「パスポート認証」に関するホームページ等への記載について
(会員指導のお願い)

今般、日本公証人連合会より、別添のとおり申し入れを受けました。

従来、行政書士が行ういわゆる「パスポート認証」は、パスポート及びその内容の真正性を認証するものではなく、あくまでも依頼者等が所持するパスポートとその写しとされる文書との関係性を担保するに過ぎず、その範囲で依頼者の求めに応じて、文書作成しているものです。

一方、公証人においては、平成 23 年 1 月 14 日付け領第 425 号文書（公証人の権能と責任において、その一部に日本国旅券の写しが含まれている文書を認証することに異議を挟むものではない旨の内容）が外務省領事局旅券課長及び同局領事サービス室長から日本公証人連合会理事長宛に発出されており、これを受け現在はパスポートの写しを用いた私署証書としての認証業務が行われております。

しかしながら、現在の会員のホームページ等では、あたかも行政書士がパスポートの公証までも行えるような記載や公証人が私署証書としてのパスポート認証ができないかのような記載が散見されます。

つきましては、利用者の誤解を招く恐れがありますので、そのような記載については速やかに是正がなされるよう、会員指導をお願いいたします。また、関係業務を行う際は、パスポート所持者に対する一定の本人確認の励行が肝要です。本人確認は法律専門職種に対する社会的要請となっているところ、併せて徹底したご指導をお願いします。

【別添】

行政書士開設のホームページ掲載の「パスポート認証」に関する記載の是正について
(平成 25 年 12 月 27 日付け日公連第 39 号)

別添

日公連第 39 号

平成 25 年 12 月 27 日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 殿

行政書士開設のホームページ掲載の「パスポート認証」に関する記載のは正について



インターネットで「パスポート認証」の事項を検索すると、一覧しただけで、複数以上の行政書士開設のホームページに、「パスポート（そのコピー）認証」ということで、以下の記載内容の掲載がなされていることが確認されますが、その記載内容は適正さを欠き、また、一般人をして公証人の認証について誤解を与えかねないものでありますので、その是正につき善処方をお願いいたします。

なお、参考例として、適正さを欠く記載が掲示されているホームページの一部を、別紙添付いたします。

記

(適正さを欠く誤解を招く記載例)

(1) 日本国政府及び公証人は、身分証のコピーを公文書とする公証（認証）を行いません。

(2) 公証人や外務省は、偽造に使用されることを防ぐためにパスポートや戸籍謄本などの公文書を認証していません。

(3) 行政書士は、行政書士法第 1 条の 2 の規定により、パスポート認証を行うことができます。日本の法令において「パスポート認証」を行えるのは「行政書士及び弁護士」です。

(4) 行政書士が格安でパスポート認証を行います。

(5) 「パスポートコピーの認証」は、パスポートの写しが真正なものとし

であること、正規に登録を受けた国家資格者が認証したこと等を英文で記載し署名したもので、日本では事実証明のプロである行政書士または弁護士が認証を行います。

上記記載が適正さを欠いたものであり、また、誤解を与えかねないものであることは以下のとおりです。

認証とは、一般に一定の行為が正当な手続きによりされたことを公の機関が証明することであり、文書の認証とは、文書の成立、記載が正当な手続きでされたことを公の機関が証明することです。一般文書の認証機関としては訴訟上の書類に対する裁判所書記官、戸籍書類に対する市町村長、一般の私署証書に対する公証人等があげられます（法務省民事局編「公証人法関係 解説・先例集」120頁、有斐閣「法律用語辞典」915頁参照）。なお、公証人による私署証書の認証の根拠規定は公証人法第58条に定められています。

公文書の認証は、公文書は公的機関がその権限と責任においてその成立の真正を証明するものであり、その公文書の謄本認証については、その謄本と原本とが一致することを確認して認証をすることができるのも、その公文書を発行した公務所に限られるものです。

本件において問題の対象となるパスポート（旅券）は外務省を発行機関とする公文書でありますから、その他のものが、パスポート又はその謄本の認証をおこなうことは許されないものです。

したがって、行政書士が、行政書士法第1条の2に規定する「事実証明に関する書類等の作成」などということで、「パスポート認証」、「パスポートコピー（謄本）認証」を行える（行います）とする記載は誤りであると指摘せざるをえません。

また、公証人が私署証書を認証する権限を有することは前記のとおりでありますところ、パスポートのコピーを添付した私署証書（宣言書、証明書）を公証人が認証することについて、不正防止の観点から、消極的運用がされていましたが、平成23年1月14日付け領第425号をもって外務省領事局旅券課長及び同局領事サービス室長から日本公証人連合会理事長宛文書（公証人の権能と責任において、その一部に日本国旅券の写しが含まれている文書を認証することに異議を挙ぐものではない旨の内容）が発出されたことを受けて、従前の運用が改められ、

公証人は、パスポートのコピーを添付した私署証書の認証を行っているものです。

以上の次第で、行政書士開設のホームページの中には、その記載につきまして、その内容に誤りがあり、あたかも、行政書士が、公的機関として、その権限に基づいて、公文書であるパスポートを認証し、あるいはパスポートの謄本認証を行うものであるかのような、また、その文脈からして、公証人がパスポートのコピーを添付した私署証書の認証を行っていないかのような誤解を与えかねないものがありますので、ホームページのみならず、その広報全般にわたり、行政書士の職務権限に則し、また、公証人によるパスポートコピー添付による私署証書認証に対する正確な理解に基づいた、適切な表現を工夫していただきたく願うものです。

以上